

第 6094 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 12月 3日 月曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて

Q：介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いが明らかにされたとか。どのような内容だったのですか？

A：医療費控除の対象になるとのことです。

【解説】

さきごろ、国税庁から「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」が公表されました。

内容は、次のとおりです。

介護保険法の改正により、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設（以下「介護医療院」という。）が創設されました。

介護医療院は、医療法に定める「病院」又は「診療所」ではないものの、医療法以外の規定（健康保険法等を除く。）では、原則として「病院」又は「診療所」に含まれることとされており（介護保険法第115条第1項）、また、介護老人保健施設よりも高度な医療を提供する施設とされている（介護保険法第8条第29項）ことから、介護医療院の施設サービス費に係る自己負担額は、介護老人保健施設の施設サービス費に係る自己負担額と同様、医療費控除の対象となるとしています。

